

令和8年度 市民税・県民税(住民税)の申告について

収入0の申告をする方

◆窓口で申告する場合

- ①申告書が届いた方は「5 収入がなかった人の記入欄」に生活の状況をご記入いただき、住所、氏名、電話番号、マイナンバーを記入して提出してください。
- ②申告書が届かない方は、窓口または申告会場に直接お越しください。
※マイナンバーカードをご持参ください。
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、添付台紙の裏面を参照してください。
※郵送でも受付いたします。
申告書の控えが必要な場合は、110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●電話で申告する場合

窓口までお越しにくいのが困難であって、郵送でお送りいただくこともできない場合は、電話でも受付いたします。

- ①氏名・住所・生年月日・電話番号をお伝えください。
- ②生活の状況をお伝えください。
※申告書の控えは発行されません。

申告書の提出が必要な方

それぞれご自身に当てはまるものだけお持ちください。

①収入に関するもの

- ・ 給与・年金の源泉徴収票(給与の源泉徴収票がない場合は、毎月の給与明細)
- ・ 農業、営業、不動産賃貸の収入がある方は収支内訳書を記入してください。
収支内訳書の作成の仕方がわからない方は、年間の収入と経費を記帳した帳簿をお持ちください。また、減価償却の対象となる10万円以上の事業用資産を購入した場合は、領収書をご持参ください。
※事業用資産の例:車両や農機具の購入費、作業場の整備など
- ・ 公共事業で土地等の収用事業があった方は、買取り等の証明書・申出証明書・収用証明書

②控除に関するもの

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・ 生命保険料、地震保険料の証明書 | ・ 国民年金保険料の控除証明書 |
| ・ 寄附金の領収書 | ・ 障害者手帳、療育手帳 |
| ・ 医療費控除の明細書 | |
- ※令和3年度の申告から医療費控除の明細書の添付がないと控除が出来ません。
事前に医療費の領収書をもとに記入をお願いします。
- ・ 社会保険料のうち山梨市にお支払いいただいた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について控除を適用する場合であっても、申告書に記載が必要となります。
※前年中に転入された方の場合は、前の住所地で支払った領収書をご持参ください。

③その他

- ・ マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、添付台紙の裏面を参照してください。
※代理人が提出する場合も、添付台紙の裏面を参照してください。
※市外に扶養する人がいる場合は、その人のマイナンバーカードも必要です。

※申告会場の混雑緩和にご協力をお願いいたします。作成に時間を要する営業・農業・不動産所得の収支内訳書、医療費明細書はあらかじめ自宅で作成し、来庁してください。

◆郵送でも受付いたします。

申告書の控えが必要な場合は、110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◎ 申告書をご自分で計算・作成して提出する場合

住民税の控除額は、所得税と同額でないものがあります。そのため、ご自分で計算する場合に、確定申告の手引きを参照してしまうと、誤った計算結果になってしまいますのでご注意ください。

※計算方法の手引きはこのファイルの一つ下のリンクからダウンロードできますので、ご利用ください。

税務課の窓口または郵送でも対応いたします。

※郵送をご希望される場合は返信用の封筒を税務課までお送りください。



申告はご自分(自書申告)で！申告は期限内に済ませましょう！

【記帳・帳簿等保存制度】

農業・事業・不動産所得になる業務を行う全ての人が「記帳・帳簿等保存制度」の対象となっております。所得税の確定申告の必要のない、住民税申告の人も含みます。

◆◆◆ 令和8年度 税制改正による主な変更点 ◆◆◆

・給与所得控除の見直し

給与収入額が190万円以下の方について、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。なお、給与収入額が190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

・扶養控除等に係る所得要件額の引上げ

以下の各種控除等の適用を受ける場合の所得要件額が引上げられます。

控除の種類	所得要件額	令和7年度まで	令和8年度以降
配偶者控除、扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親控除	ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者等の必要経費の特例	必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円

・特定親族特別控除の創設

特定扶養親族（前年末において19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族）の合計所得金額が58万円を超えて、その特定親族の合計所得金額に応じて以下の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定扶養親族の給与収入金額	特定扶養親族の合計所得金額	控除金額
123万円超 160万円以下	58万円超 95万円以下	45万円
160万円超 165万円以下	95万円超 100万円以下	41万円
165万円超 170万円以下	100万円超 105万円以下	31万円
170万円超 175万円以下	105万円超 110万円以下	21万円
175万円超 180万円以下	110万円超 115万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	115万円超 120万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	120万円超 123万円以下	3万円